

消費生活かわらばん Vol.9

20歳代が危ない!?

遠隔操作アプリを悪用して 借金をさせる副業や投資の勧誘に注意!

《よくある相談事例》

その1

「1日15分 スマホで副業」の広告を見て、簡単にできそうだと思い、問合せをした。副業の高額サポート契約を勧誘され、お金がないと断ると、遠隔操作アプリを通して借金の仕方を指南された。

その2

投資に興味があり、ネットでやり取りをしているうちに、遠隔操作アプリで画面共有をしながらFXの自動売買ツールのプランの勧誘を受けた。借金をするつもりはなかったのに、そのまま借金の申請も誘導された。

お金を稼ぐつもりが、
いつの間にか借金するこじこ
なっちゃうなんて!



さいたま市消費生活総合センター
マスコットキャラクター
さいたま しゃうちやん



さいたま市消費生活総合センター
マスコットキャラクター
チョットマッタマン

●トラブル防止のポイント

- ・「簡単に稼げる」という広告をうのみにしないこと。借金してまで契約しない!
- ・遠隔操作アプリは安易にインストールしない!
- ・遠隔操作等で貸金業者サイトに登録してしまったら、IDやパスワードを変更するなど悪用されないための対策をとる!

●困ったときは一人で悩まず消費生活センターへ!

消費生活総合センター (電話) 048-645-3421 (FAX) 048-643-2247
浦和消費生活センター (電話) 048-871-0164 (FAX) 048-883-4893
岩槻消費生活センター (電話) 048-749-6191 (FAX) 048-749-6193